

応急仮設住宅の供給に関する基本方針

平成26年3月

平成30年3月改訂

令和2年2月改訂

香川県土木部住宅課

目次

第1章 基本的な考え方	
第1節 応急仮設住宅による対応	1
(1) 応急仮設住宅の趣旨	
(2) 応急仮設住宅の供与対象者	
(3) 応急仮設住宅の供与方法	
(4) 供与主体、期間、管理	
第2節 その他の対応	2
◆ 応急修理	
第2章 供給計画	
第1節 供給可能戸数	3
第2節 被害想定に基づく必要戸数の推計	5

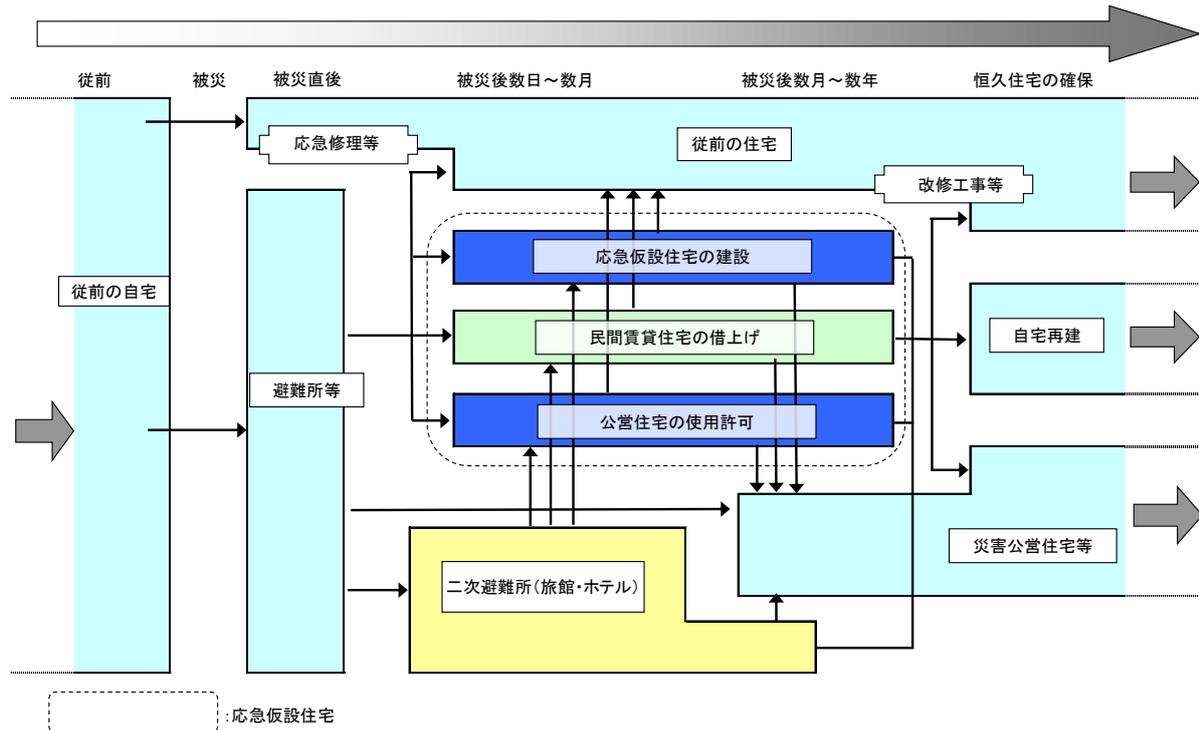
第1章 基本的な考え方

第1節 応急仮設住宅による対応

(1) 応急仮設住宅の趣旨

応急仮設住宅とは、避難所等にいる被災者に早急に入居してもらい、一時的な居住の安定を図るとともに、安定した居住が確保される恒久住宅への転出を早期に実現させて、その役割を終えるべき住宅である。

被災後の恒久的な住宅確保までのフローのイメージ



(2) 応急仮設住宅の供与対象者

- 住家が全焼、全壊又は流出した者であること
- 居住する住家がない者であること
- 自らの資力をもってしては、住家を確保することもできない者であること

(3) 応急仮設住宅の供与方法

応急仮設住宅の供給方法には、災害発生後に緊急に建設して供与する「応急仮設住宅の建設」と、民間の賃貸住宅を借り上げて供与する「民間賃貸住宅の借上げ」、さらには、地方自治法に基づき公営住宅を一時使用させる「公営住宅の使用許可」がある。

【応急仮設住宅の建設】

- 公共用地又は民地において、新たに仮設住宅を建設し、被災者に提供するもの。
- 応急仮設住宅の規模は、1戸当たり床面積29.7㎡(9坪)を標準とする。
- 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならないが、大規模災害等で現実問題として20日以内に着工できない場合、事前に内閣総理大臣へ協議して必要最小限度の期間を延長することが認められている。

【民間賃貸住宅の借上げ】

- 既存の民間賃貸住宅を借り上げて活用することから、比較的短期間で提供できる。

【公営住宅の使用許可】

- 地方自治法に基づき、公営住宅を目的外使用許可する。
 - ※応急仮設住宅の建設は、用地や資材の確保が必要で、時間を要することから、被災者が民間賃貸住宅の借上げや公営住宅の使用許可を希望する場合には、可能な限り、これらを優先することになる。
 - ※なお、建設を中心とすべきと考えられるケースとしては、次のものが考えられる。
 - ・一次産業従事者や高齢者等、産業復興の迅速化や地域との結びつきの維持の必要性から被災地を離れることが難しい住民の多い地域。
 - ・借上げが可能な民間賃貸住宅の戸数が少ない地域。

(4) 供与主体、期間、管理

- 原則、供与主体は県で、市町に委任することができる。(災害救助法第13条第1項)
 - ※県と市町間の事務委任・費用支弁手続き等については災害救助法に拠る。
- 供与期間は最長2年間とされるが、この期間は著しく激甚な非常災害を対象とする「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特例措置に関する法律第8条」を適用し、特定行政庁の許可を受けることで、さらに1年ごとに延長できる。
- 応急仮設住宅の入居者の選定、修繕等の管理は、市町長が行う。ただし特別な事情がある場合には、当該市町長の協力を得て、知事自ら実施する場合もある。

第2節 その他の対応

◆応急修理

- 自宅が半壊又は半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、日常生活を営むことができない被災者のうち、自らの資力では住家の修理ができない場合に、修理の費用の一部を県が負担して、自宅を修理することができる。
- 修理戸数は市町ごとの半壊及び半焼世帯数の3割以内とされている。

第2章 供給計画

第1節 供給可能戸数

- 応急仮設住宅の建設については、協定を締結している次の団体からの意見等を基に供給可能戸数を想定する。

- (一社)プレハブ建築協会 (以下「プレ協」という。)
- (一社)香川県建設業協会 (以下「建設業協会」という。)
- (一社)全国木造建設事業協会 (以下「全木協」という。)
- (一社)日本木造住宅産業協会 (以下「木住協」という。)

○プレ協の供給可能戸数は、四国ブロック全体での供給可能限度戸数の1/4程度を本県の戸数と想定する。

○民間賃貸住宅については、不動産関係団体の意見を踏まえて推計した現時点での数値である。

○公営住宅は、県営及び市町営住宅のうち、耐震性のある利用可能な空き家戸数(平成31年4月1日現在)における推計値である。

○阪神・淡路大震災や東日本大震災規模の災害においては、災害発生後最長で概ね6ヶ月以内に建設することが一つの目安とされており、仮設住宅供与の要請を受けてから6ヶ月以内に供給できる最大の想定供給可能戸数は下表のとおりである。(インフラ等の被害による制約がないものとして推計)

【供給可能戸数】

	団体等	1ヶ月以内	2ヶ月以内累積	3ヶ月以内累積	6ヶ月以内累積
建設	プレ協	600戸	2,000戸	5,000戸	10,700戸
	建設業協会	0戸	200戸	400戸	1,000戸
	全木協	0戸	500戸	1,000戸	2,500戸
	木住協	0戸	200戸	500戸	1,200戸
	小計	600戸	2,900戸	6,900戸	15,400戸
	民間賃貸	5,700戸	11,500戸	17,400戸	17,400戸
	公営住宅	450戸	600戸	900戸	900戸
	合計	6,750戸	15,000戸	25,200戸	33,700戸

※これら以外に県内建設業者に広く公募する方式もある。

※東日本大震災の実績では、応急仮設住宅の建設によるものより、民間賃貸住宅の借上げや公営住宅の使用許可によるものの方が多かった。

【供給の基本的な考え方】

○災害発生後早い段階で供与できるのは、公営住宅と民間賃貸住宅である。

○したがって、まずは、公営住宅の空室の活用が可能な場合には、それを優先する。

○また、被災者が民間賃貸住宅を希望し、借上げが可能な場合には、それを優先する。

○ただし、借上げの住宅は、被災地に近接した地域で供与することが困難な場合があり、応急仮設住宅の建設についても、早期の段階で検討を進めることとする。

【時系列での考え方】

○応急仮設住宅の建設のうち、「プレ協」は、一定戸数までは解体処分負担のないリース物件での対応が可能であり、初動が早く、工期も短いことから、最も早い場合には1ヶ月以内での供給が可能と想定される。

○したがって、6,750戸までは、「プレ協」のリース物件と、民間賃貸住宅の借上げと公営住宅の使

用許可で、1ヶ月以内に供給可能と想定されるが、被災地域の状況等により、「建設業協会」、「全木協」、「木住協」への要請も検討する。

○15,000戸までは、民間賃貸と公営住宅、さらには、「プレ協」のリース物件、「建設業協会」と「全木協」及び「木住協」による木造仮設住宅で、災害発生後2ヶ月以内に供給可能と想定される。

○その後さらに、25,200戸を3ヶ月以内に、33,700戸を6ヶ月以内に供給可能と見込まれる。

○また、協定を締結した団体による供給だけでは不足する場合には、公募方式で県内建設業者に発注することも想定される。

第2節 被害想定に基づく必要戸数の推計

○応急仮設住宅を供給すべき必要戸数を推計するに当たって、本県では、平成26年3月に発表した「香川県地震・津波被害想定(第四次公表)」をもとに検討する。

○また、推計方法としては、国から示された「応急仮設住宅建設必携」(中間とりまとめ)の住家被害に基づく方法により行うこととし、同必携によると、過去の大地震における応急仮設住宅供給戸数の実績は、次表のとおりである。

住家被害と応急仮設住宅供給戸数の状況

(応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ 国土交通省住宅局作成)より抜粋(平成24年4月19日時点)

		阪神・淡路大震災 (H7.1.17)	新潟県中越地震 (H16.10.23)	東日本大震災 (H23.3.11)	
					福島県以外(※6)
住家被害	全壊	104,906 棟 (※1)	3,175 棟 (※2)	129,479 戸 (※3)	108,925 戸 (※3)
	半壊	144,274 棟 (※1)	13,810 棟 (※2)	256,077 戸 (※3)	189,126 戸 (※3)
	①合計	249,180 棟	16,985 棟	385,556 戸	298,051 戸
応急仮設住宅	応急仮設住宅 (建設分)	48,300 戸	3,460 戸	53,516 戸	36,394 戸 (※4)
	応急仮設住宅 (みなし仮設住宅)	139 戸	174 戸	68,334 戸	42,869 戸 (※5)
	②合計 (建設+みなし)	48,439 戸	3,634 戸	121,850 戸	79,263 戸
住家被害に対する応急仮設住宅供給の割合 (②÷①)		19.4%	21.4%	31.6%	26.6%

(※1) 阪神・淡路大震災について(確定版)消防庁(H18.5.19)

(※2) 平成16年(2004年)新潟県中越地震(確定版)消防庁(H21.10.21)

(※3) 警察庁発表(H24.4.18現在)

(※4) 平成24年4月2日時点の必要戸数

(※5) 平成24年4月17日時点

(※6) 福島県では、福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域、計画的避難区域等からの避難者のための応急仮設住宅も供給されていることを勘案し、福島県分を除いて算定。

○南海トラフを震源とする最大クラスの地震(以下「L2」という。)発生時には、津波による住宅被害が大きくなると推計されていることや、津波被害では高台などに移転新築する機会が多く、その建築期間中の応急仮設住宅への入居のニーズが高くなると考えられることから、東日本大震災(福島県以外)の供給実績(全・半壊戸数の26.6%)を参考に、本県の応急仮設住宅の必要戸数を住宅の全・半壊棟数の27%と想定する。

※災害救助法では「災害時に住家が全壊・全焼・流出し、居住するため住家が無い者等で、自らの資力では住家を得る事ができない者」に供与される住宅と原則されるが、東日本大震災規模の大規模災害の場合を想定し、半壊等でも希望者には応急仮設に入居できる弾力運用が図られることを前提としている。

(東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について(その5) 平成23年4月4日厚生労働省社会・援護局総務課長通知)

○「香川県地震・津波被害想定(第四次公表)」によれば、L2発生時において、香川県全体で110,073棟の住宅が全・半壊すると想定されている。

○これに対して、供給すべき応急仮設住宅の必要戸数は、110,073(棟)×27%≒29,720(戸)と推計され、前述の供給可能戸数の計画によると、6ヶ月以内に供給可能と見込まれる。

○なお、L2より規模の小さい震災発災時にあっても、L2想定 of 供給計画に沿って、応急仮設住宅の速やかな供給を行う。

香川県地震津波被害想定(平成26年3月31日:第四次公表)に基づくL2発生時の応急仮設住宅の必要戸数の推計

市町名	住宅棟数(棟)	全壊・半壊棟数(棟) (A)	応急仮設住宅 必要戸数(戸) (A)×0.27
高松市	109,070	27,555	7,440
丸亀市	35,772	8,840	2,387
坂出市	18,133	8,083	2,182
善通寺市	12,527	2,670	721
観音寺市	25,083	14,147	3,820
さぬき市	20,186	7,402	1,999
東かがわ市	14,224	8,332	2,250
三豊市	36,548	16,038	4,330
土庄町	7,294	2,036	550
小豆島町	8,041	3,687	995
三木町	11,087	1,495	404
直島町	1,127	343	93
宇多津町	3,599	1,308	353
綾川町	11,166	972	262
琴平町	4,431	877	237
多度津町	9,900	4,595	1,241
まんのう町	9,129	1,693	457
香川県計	337,317	110,073	29,720